

千曲市卓球協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は千曲市卓球協会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局所在地は会長が定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、千曲市における卓球界を総括し、代表する団体として、卓球の普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 本会員のための定期練習の環境を、旧更埴、戸倉、上山田地区において提供すること。
2. 千曲市内の各種卓球大会の開催又は後援をすること。
3. スポーツ教室、講習会等を開催すること。
4. その他、目的達成のため必要と認める事業。

第3章 会員

(入会)

第5条 本会は、千曲市内に在住・在勤・在学する18歳以上の者（高校生以下は除く）が随時入会できる。但し、特別な業績があり役員会の決議を得た者も入会できる。

(除名)

第6条 本会の会員で本会の体面を汚し、或は不適當と認めるときは役員会の決議により除名することができる。

第4章 役員

(役員構成)

第7条 本会には次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 事務局 1名 会計 1名
運営委員 3名 会計監査 1名

(役員職務)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は会務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会計監査が事故のあるときはその代理をする。
尚、副会長はそれぞれ千曲市体育協会の専門委員と正会員を兼務とする。
3. 事務局は会務を掌握する。

4. 会計は会計を掌握する。
5. 運営委員は会務を分掌し執行する。
6. 会計監査は会計を監査する。

(役員を選任)

第9条 役員を選任は次のとおりである。

1. 会長、副会長、事務局、会計、会計監査は役員会で推挙する。
2. 運営委員は旧更埴、戸倉、上山田地区の会員の中から各1名選出する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は任期満了後でも、その後継者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員を解任)

第11条 役員が、心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき、または、職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるときは、役員数の過半数以上の議決により解任することができる。

第5章 役員会

(役員会)

第12条 役員会は本会の議決機関である。

(役員会の招集)

第13条 役員会は会長が必要と認めたとき招集することができる。ただし、役員数の3分の1以上の要求があった場合は臨時に招集しなければならない。

(役員会の成立)

第14条 役員会は全役員数の半数以上の出席がなければ成立しない。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は本会に対し功労のあった者のうちから、役員会の議決を経て会長がこれを推薦する。顧問は役員会に出席して意見を述べるすることができる。

(議決要件)

第16条 役員会の議事は出席役員数の過半数で決め、可否同数のときは会長が決める。

(役員会の議決事項)

第17条 役員会は次の事項を議決する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 役員を選任及びその他の必要事項

第6条 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金・大会参加料及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第19条 本会に入会しようとするものは、役員会で定められた会費を速やかに納めなければならない。既納の会費は一切返納しない。

(補助金)

第20条 本会の会員が県大会、もしくは県大会より規模の大きい大会を勝ち抜いて出場する全国規模の大会には、大会参加費に対して補助金を交付する。

補助額は個人、ダブルス、団体ともに大会参加費の半額とし、1種目につき上限を30,000円とする。

但し、ダブルス、団体を構成しているメンバーに本会員以外の者がいる場合は、その会員の構成する割合で補助額を算出する。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第22条 本規約を改正しようとするときは、第16条による。

(解散)

第23条 本会の解散は、役員会において役員数の4分の3以上の議決を得、かつ、千曲市体育協会の許可を受けなければならない。

第8章 補則

(書類の備付)

第24条 本会の事務局には次の書類を備えなければならない。

1. 会則
2. 役員及び会員の名簿
3. 財産目録
4. 収入支出に関する証拠書類
5. 役員会の議事に関する書類
6. 収支予算書及び事業計画書
7. 収支計算書及び事業報告書
8. その他必要な書類

平成15年9月1日制定
平成20年4月1日改定実施
平成22年4月1日改定実施
平成25年4月1日改定実施